

改正 平成 27 年 3 月 26 日告示第 65 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、周辺地域の児童数減少に歯止めをかけるとともに、地域の活性化を図ることを目的に、周辺地域に居住用住宅を新築又は購入（以下「新築等」という。）する子育て世代の若者世帯に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を助成する宇佐市周辺地域若者定住奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、周辺地域への若者世帯の定住を促進するため、その交付に関し、宇佐市補助金等交付規則（平成 17 年宇佐市規則第 33 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 周辺地域 宇佐市安心院町及び宇佐市院内町の全区域並びに宇佐市麻生地区、西馬城地区、和間地区、長峰地区、横山地区、天津地区、北馬城地区、高家地区、八幡地区、糸口地区及び封戸地区の 11 区域をいう。
- (2) 居住用住宅 延べ床面積が 50 平方メートル以上の自己の居住の用に供する住宅をいう。

(奨励金の交付対象者)

第 3 条 奨励金の交付対象者は、周辺地域に居住用住宅を新築又は購入（以下「新築等」という。）する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成 26 年 4 月 1 日以降に、新築等に係る契約を締結した者
- (2) 次のいずれかに該当する者
  - ア 新築等に係る契約の締結日（以下「契約日」という。）前 1 年の間に周辺地域に住所を有していない世帯の者
  - イ 契約日において周辺地域に住所を有してから 1 年を経過していない世帯の者
- (3) 契約日において、同居の子の中に小学生以下の子どもがいる者
- (4) 第 10 条に規定する奨励金の交付申請までの間に同居する小学生の子どもが周辺地域の小学校に転校する者又は同居する小学校就学前の子どもが小学校の就学年齢に達したときに周辺地域の小学校に入学する者。ただし、麻生地区に居住用住宅を新築等する者は、この限りでない。
- (5) 居住用住宅の新築等に関して国、県又は市の制度による他の補助（宇佐産材利用促進事業補助金交付要綱（平成 26 年宇佐市告示 21 号）に基づく宇佐産材利用促進事業補助金を除く。）、補償等を受けていない者。

(奨励金の額)

第 4 条 奨励金の額は、10 万円とする。前条に該当する交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、10 万円を加算する。

- (1) 前条第 2 項アに該当する者が、契約日前 1 年の間に市内に住所を有していない世帯の者である場合
- (2) 前条第 2 項イに該当する者が、契約日において市内に住所を有してから 1 年を経過していない世帯の者ある場合 2 前項の規定にかかわらず、居住用住宅の新築等に要する経費が奨励金の額を下回る場合は、居住用住宅の新築等に要する経費に相当する額（1,000 円未満の額は切り捨て）とする。

(交付申請の要件)

第 5 条 奨励金交付申請をしようとする者は、市長に周辺地域若者定住計画の認定申請（以下「認定申請」という。）をし、市長からの奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

- 2 前項の奨励金の交付の対象となる計画の要件は、新築等に係る住宅が周辺地域にあり、かつ、居住用住宅であることとする。

(計画の認定申請)

第 6 条 認定申請しようとする者は、居住用住宅に係る契約日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までに、宇佐市周辺地域若者定住計画認定申請書（様式第 1 号）により、市長に認定申請をしなければならない。

(計画の認定)

第7条 市長は、認定申請があった場合は、その内容を審査し、奨励金の交付の対象となる計画であると認めるときは認定をするものとする。

2 市長は、認定申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定をしないものとする。

(1) 過去にこの要綱の規定による奨励金の交付を受けた者

(2) 過去にこの要綱の規定による奨励金の交付を受けた者の認定された計画に係る物件を購入する者

(3) 市税等を滞納している者

3 市長は、認定をしたときは、宇佐市周辺地域若者定住計画認定通知書(様式第2号)により前条の認定申請を行った者に通知するものとする。

(認定後の工事等の中止、変更等)

第8条 前条第3項の規定により通知を受けた者(以下「認定を受けた者」という。)は、認定を受けた計画の変更又は中止をしたときは、直ちに宇佐市周辺地域若者定住計画(変更・中止)届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正行為をしたとき。

(3) その他市長が認定を取り消すことが適当と認めたとき。

(奨励金の交付申請)

第10条 認定を受けた者は、認定を受けた計画に係る居住用住宅の所有権の移転登記が行われた日又は工事引き渡しを受けた日以後で、当該住宅に居住を開始した日の属する年度の3月31日までの間に、宇佐市周辺地域若者定住奨励金交付申請書(様式第4号)により市長に奨励金交付申請をしなければならない。ただし、市長は必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(奨励金の交付決定)

第11条 市長は、奨励金交付申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めるときは、速やかに予算の範囲内において奨励金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をするものとする。

2 市長は、交付決定をしたときは、宇佐市周辺地域若者定住奨励金交付決定通知書(様式第5号)により前条の奨励金交付申請をした者に通知するものとする。

(事業着手届、事業完了届及び完了検査の省略)

第12条 奨励金は、規則第9条ただし書及び第11条ただし書に規定する市長が必要のないと認める補助金等とする。

(奨励金の交付請求)

第13条 交付決定を受けた者は、直ちに宇佐市周辺地域若者定住奨励金交付請求書(様式第6号)により市長に奨励金を請求しなければならない。

(奨励金の返還)

第14条 市長は、奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正行為をしたとき。

(3) 同居する子どもが小学校の就学年齢に達したときに周辺地域の小学校に入学しないとき。ただし、麻生地区に居住用住宅を新築等する者はこの限りでない。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日告示第65号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

宇佐市長

宛て

宇佐市周辺地域若者定住奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

申請に際し、同居する家族に小学生の子どもがいる場合については、周辺地域の小学校に転校することを確約します。また、同居する家族に小学校就学前の子どもがいる場合については、小学校の就学年齢に達したときに周辺地域の小学校に入学することを確約します。

(ふりがな) 申請者氏名		印		電話番号	自宅 携帯	
現住所		〒				
同居する家族の状況	氏名	続柄	生年月日	職業又は学校(学年)		
		本人				
住宅取得区分		新築 購入				
住宅の場所						
住宅の延べ床面積 (㎡)						
新築	完成予定日					
	工事請負額					
購入	入居予定日					
	購入価格					
※添付書類 ①工事請負契約書又は売買契約書の写し ②配置図、平面図、立面図、現況写真 ③契約日の住所地の世帯全員（16歳未満の者を除く。）の市区町村民税等の滞納のない証明書 ④世帯全員の戸籍の附票						
認定に際し必要がある場合は、税務関係情報、住民記録情報等関係機関への照会及び調査については、これに同意します。						
			氏名	印		

年 月 日  
第 号

様

宇佐市長

宇佐市周辺地域若者定住計画認定通知書

年 月 日付で認定申請のありました宇佐市周辺地域若者定住計画の認定を決定しましたので通知します。

なお、認定を受けた計画の変更又は中止をした場合は、宇佐市周辺地域若者定住計画（変更・中止）届出書（様式第3号）を直ちに提出してください。

宇佐市長

宛て

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先(電話) \_\_\_\_\_

宇佐市周辺地域若者定住計画(変更・中止)届出書

年 月 日付で認定を受けた計画を(変更・中止)しましたので、必要な関係書類を添えて提出します。

変更・中止(廃止)年月日	年 月 日		
変更・中止(廃止)の内容			
変更・中止(廃止)の理由			
事業費及び 奨励金対象額		変 更 前	変 更 後
	総 事 業 費	円	円
	対 象 経 費	円	円
	対 象 金 額	円	円
※添付書類 (確認欄) ①変更契約書 <input type="checkbox"/> ②変更内容が分かる書類(図面等) <input type="checkbox"/> ③その他市長が必要と認める書類 <input type="checkbox"/>			

宇佐市長

宛て

申請者

住所

氏名

印

連絡先(電話)

宇佐市周辺地域若者定住奨励金交付申請書

年 月 日付け第 号で認定通知のありました宇佐市周辺地域若者定住計画に係る宇佐市周辺地域若者定住奨励金につきまして、下記の書類を添付して申請します。

記

添付書類(麻生地区に居住用住宅を新築等する者については、5を除く。)

- 1 工事又は購入に係る領収書
- 2 取得した土地建物の登記事項証明書又は建築基準法に基づく検査済証の写し又は施工者の引渡証明書
- 3 完成写真
- 4 世帯全員の住民票(本籍、続柄等の記載の省略のないもの)
- 5 転校後の小学校の在学証明書又は誓約書(別紙)
- 6 その他市長が必要と認めるもの

別紙

誓約書

私は、宇佐市周辺地域若者定住奨励金交付申請に際し、同居する小学校就学前の子どもが小学校の就学年齢に達したときは、周辺地域の小学校に入学することを誓約いたします。

年 月 日

宇佐市長

宛て

住 所

氏 名

印

電 話

第 年 月 日 号

様

宇佐市長 印

宇佐市周辺地域若者定住奨励金交付決定通知書

年 月 日付で奨励金交付申請のありました宇佐市周辺地域若者定住奨励金について、下記の金額を交付することを決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 奨励金交付の条件  
宇佐市補助金等交付規則及び宇佐市周辺地域若者定住奨励金交付要綱の定めに従うこと。



宇佐市長

宛て

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先(電話) \_\_\_\_\_

宇佐市周辺地域若者定住奨励金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のありました宇佐市周辺地域若者定住奨励金について、下記とおり請求します。

記

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

・ 振込先

フリガナ													
口座名義													
金融機関名					支店名								
種 別	普通・当座				口座番号								
株式会社 ゆうちょ銀行	記号					番号							